

○経済産業省告示第百五十一号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第十七条の二第二項の規定に基づき一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しの適確な算定等に関する指針を次のように定めたので、同項の規定にも基づき公表する。

令和四年七月二十二日

経済産業大臣 萩生田光一

一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しの適確な算定等に関する指針

目次

第一章 総則

1 本指針の必要性

2 本指針の構成

3 本指針における用語の定義

第二章 レベニューキャップ制度において設定する目標項目

1 目標設定の考え方

2 目標項目におけるインセンティブの考え方

3 達成すべき目標項目について

- (1) 安定供給実現に当たっての停電対応
- (2) 設備拡充の達成
- (3) 設備保全の達成
- (4) 無電柱化の確実な実施
- (5) 新規再生可能エネルギー電源の早期かつ着実な連系
- (6) 系統の有効活用や混雑管理に資する対応
- (7) 発電予測精度向上
- (8) 需要家の接続対応
- (9) 計量、料金算定、通知の確実な実施
- (10) 顧客満足度の向上
- (11) 設備の仕様統一化

- (12) 中央給電指令所システムの仕様統一化
 - (13) 系統運用の広域化
 - (14) 災害時の連携推進
 - (15) デジタル化の推進
 - (16) 安全性・環境性への配慮
 - (17) 分散グリッド化の推進
 - (18) 次世代スマートメーターの円滑な導入
- 第三章 レベニューキャップ制度における審査・査定方針
- 1 費用ごとの審査・査定の考え方
- (1) OPEX 査定対象費用の審査・査定
 - (2) CAPEX 査定対象費用の審査・査定
 - (3) その他費用の審査・査定
 - (4) 次世代投資に係る費用の審査・査定

(5) 制御不能費用の審査・査定

(6) 事後検証費用の審査・査定

(7) 事業報酬の審査・査定

(8) 控除収益の審査・査定

2 効率化係数の設定について

第四章 事業計画の策定の考え方について

1 事業計画の位置付け

2 事業計画の構成

3 事業計画に記載すべき事項

(1) 目標計画

(2) 前提計画

(3) 事業収入全体見通し

(4) 費用計画

(4) 1 OPEX 査定対象費用

(4) 2 CAPEX 査定対象費用

(4) 3 その他費用

(4) 4 次世代投資に係る費用

(4) 5 制御不能費用

(4) 6 事後検証費用

(4) 7 事業報酬

(4) 8 控除収益

(5) 投資計画

(5) 1 設備拡充計画

・連系線・基幹系統

・ローカル系統

・配電系統

(5) 2 設備保全計画（リスク量算定対象設備、リスク量算定対象外設備）

・連系線・基幹系統

・ローカル系統

・配電系統

(5) 3 その他投資計画

(5) 4 次世代投資計画

(6) 効率化計画

第五章 事後調整の方針について

1 事後調整の考え方

2 事後調整を行うべき具体的な事項

(1) 収入上限に要する費用と規制期間における実績費用の乖離額

(2) 利益（損失）の調整

(3) 目標の達成に応じた収入上限の引き上げ・引き下げ

(4) 実績収入と収入上限の乖離額の調整

第六章 託送料金算定の方針について

1 託送料金算定の原則（料金一律の考え方）

2 託送料金の算定方法

附則

第一章 総則

1 本指針の必要性

これまでの日本の電気事業に係る託送料金制度は、総括原価方式を基礎に、効率化インセンティブや需要還元促進、外生的な変動の機動的な反映等を図るため、事業環境の変化を踏まえた料金査定方法や料金改定手続の部分的な修正を都度実施してきた。現行の託送料金制度においても、制度的には必要な投資の原価算入は可能であり、効率化促進のためのインセンティブも一定程度までは働き得る制度である。

他方で、高経年化対策等の構造的課題に加え、需要見通しが不透明化し、投資回収の予見可能性が低下

する中で、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）主力電源化やレジリエンス強化、デジタル化等の様々な環境変化に的確かつ機動的に対応する観点からは、一般送配電事業者のコスト効率化のインセンティブが低い点や、再エネ大量導入のための追加投資等、料金認可時には総額を予見することが難しい費用が機動的に回収できていない点など、現行制度では合理的でない点、改善すべき点があることも事実であり、託送料金制度の見直しが必要とされた。

これを受け、第二〇一回通常国会において、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」が成立し、欧州の制度も参考にしながら、一般送配電事業者における必要な投資の確保（送配電網の強靱化等）とコスト効率化を両立させ、再エネ主力電源化やレジリエンス強化等を図ることを目的とした新たな託送料金制度（以下「レベニューキャップ制度」という。）が導入されることとなった。

レベニューキャップ制度の導入に当たっては、一般送配電事業者が必要な設備投資を確実に計画し、これを実施するとともに、その設備投資がより能率的に行われることが重要となることから、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「電事法」という。）第十七条の二第二項に基づき、これを実現す

るために必要な事項について、国が指針として策定することとされた。

このため、本指針は、一般送配電事業者を取り巻く外的環境や、令和三年十月に閣議決定された第六次エネルギー基本計画等に基づくエネルギー政策の内容を踏まえ、こうしたエネルギー政策を実現するため、一般送配電事業者が一定期間において実施すべき設備投資や取組内容を明示するとともに、それらの事業遂行に必要な事業計画の策定や費用算定の考え方を示すものである。

これにより、一般送配電事業者が、本指針に基づいて、規制期間に達成すべき目標を明確にした事業計画を策定し、電事法第十七条の二第一項の規定に基づき、その実施に必要な費用を見積もった収入の見通しについて国の承認を受け、その範囲で柔軟に託送料金を設定することとする。また、国が規制期間ごとに、一般送配電事業者による合理化・効率化の状況も踏まえて、事業者間比較・評価を行いつつ、審査・査定を行うことで、そのコスト効率化の成果を系統利用者に還元していく仕組みとすること等により、能率的な設備投資を促し、費用の抑制を中長期的に図っていく。

2 本指針の構成

本指針は、一般送配電事業者が電事法第十七条の二第二項に基づき収入の見通しの算定をする際に前提

とすべき事項及び当該見通しに対する国の審査・査定方針を示すものであり、原則として次の内容のものとする。

(1) 一般送配電事業者が規制期間に達成すべき目標事項を明示する。達成すべき目標事項は、国の審議会等において一般送配電事業者が取り組むべきものと整理された事項を原則とする。

(2) 一般送配電事業者による収入の見通しの算定方法及び国の審査方法について、必要な投資の確保とコスト効率化を両立する観点から、その総論としての基本的な考え方と各論としての具体的な審査・査定方法を明示する。

(3) 一般送配電事業者が規制期間における目標の達成に必要な事業計画の策定において記載すべき項目について明示する。記載すべき項目は、収入の見通しに対する適切な審査・査定に資する情報を原則とする。

(4) 一般送配電事業者が承認を受けた収入上限と規制期間における実績収入や実績費用との乖離が発生した場合の事後調整について、外生的な変動を機動的に反映させる観点から、乖離の発生要因ごとに収入上限の事後調整の反映方針を明示する。

3 本指針における用語の定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本指針…一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しの適確な算定等に関する指針
- (2) 施行規則…電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）
- (3) 算定省令…一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令（令和四年経済産業省令第六十一号）
- (4) 託送供給等約款料金算定規則…一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）
- (5) 審査要領…一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに係る審査要領
- (6) 審査・査定…審査要領に基づいて国が行う収入の見通しに対する審査・査定
- (7) 費用の種類

① OPEX 査定対象費用…送配電業務の運用に必要な人件費や委託費等であつて、算定省令において第一区分費用に整理される費用

- ② CAPEX 査定対象費用…送配電業務に係る設備投資及び減価償却費等であつて、算定省令において第二区分費用に整理される費用

(8) 査定の種類

- ① OPEX 査定：OPEX 査定対象費用に対する審査・査定
② CAPEX 査定：CAPEX 査定対象費用に対する審査・査定

(9) 系統の種類

- ① 連系線・基幹系統…一般送配電事業者の供給区域間を常時接続する 250kV 以上の交流送電線、200kV 以上の直流送電線及び交直変換設備（連系線）、並びに送電設備及び変電設備で構成される電力系統のうち、供給区域における最上位電圧から2段階（供給区域内の最上位電圧が 250kV 未満のときは最上位電圧）の送電設備及び変電設備で構成される電力系統（基幹系統）

- ② ローカル系統…送電設備及び変電設備で構成される電力系統のうち、連系線・基幹系統以外の系統

- ③ 配電系統…発電所又は配電用の変電所から、需要家及び発電設備を有する者を結び、次に掲げる

配電設備で構成される電力系統

(a) 22kV以下の配電設備

(b) 計器など需要家屋内装置

(10) 設備及び投資の区分

① 主要送変電設備…連系線・基幹系統及びローカル系統の鉄塔、架空送電線、地中ケーブル、変圧器、及び遮断器

② 主要配電拡充投資…需要・電源対応投資、及び無電柱化対応投資

③ 主要配電更新投資…高経年化対策（コンクリート柱）、高経年化対策（高圧配電線）、高経年化対策（低圧配電線）、高経年化対策（柱上変圧器）、及び高経年化対策（地中配電ケーブル）に係る投資

④ リスク量算定対象設備…電力広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）により策定された高経年化設備更新ガイドラインにおけるリスク量の算定対象設備

(11) 期間の区分

① 規制期間…施行規則第十七条の二に規定する期間

② 参照期間…審査・査定が行われる年度の直前五事業年度

(12) 収入の見通し…算定省令に基づき一般送配電事業者が算定する収入の見通し

(13) 収入上限…審査・査定後、電事法第十七条の二第一項の規定に基づき経済産業大臣の承認を受けた収入の見通し

(14) 事業計画…一般送配電事業者が収入の見通しを算定するに当たって、本指針において策定を求める

目標計画、前提計画、費用計画、投資計画、及び効率化計画等

第二章 レベニューキャップ制度において設定する目標項目

1 目標設定の考え方

本指針においては、再エネ主力電源化やレジリエンス強化等に対応するため、一般送配電事業者が送配電設備の確実な増強と更新を実施すると同時に、コスト効率化に取り組むよう、国は、一般送配電事業者が一定期間に達成すべき目標を明示する。

目標の設定に当たっては、まず、レベニューキャップ制度の狙い及び社会的便益の最大化という観点か

ら、一般送配電事業者の業務におけるサービスレベルの向上及び効率化、イノベーション推進、安全性や環境性への配慮、といった方向性を目指すこととし、①安定供給、②再エネの導入拡大、③サービスレベルの向上、④系統運用等の広域化、⑤デジタル化、⑥安全性・環境性への配慮、及び⑦次世代化といった目標分野を設け、これら各分野の具体的な目標項目を設定することとし、その達成を促す観点から、それぞれの目標項目に対して、達成状況に応じたインセンティブを設定する。

2 目標項目におけるインセンティブの考え方

目標の達成を通じた一般送配電事業者のコスト効率化等を促すためには、設定した目標項目の達成状況に応じたインセンティブを適切に設定することが重要であり、既に英国の RTO 制度では目標に応じて、収入上限の引き上げ・引き下げ（ボーナス・ペナルティの付与）や、達成状況の公表といったインセンティブを設定している。

こうした海外事例を参考にしつつ、我が国のレベニューキャップ制度におけるインセンティブの設定に当たっては、規制期間中における社会的便益が見込まれ、定量的に評価が可能な目標については、社会的便益（又は損失）に応じて、翌規制期間の収入上限の引き上げ（又は引き下げ）をインセンティブとす

る。また、中長期的な社会的便益を見込んだ投資の達成を評価すべき目標や、定性的な評価を行う目標については、規制期間における社会的便益（又は損失）が必ずしも明確ではないことを踏まえ、その達成状況の公表による企業価値への影響を念頭にインセンティブを付与することとする（レピュテーションタイプ）。

なお、レピュテーションタイプについては、翌規制期間における収入上限の引き上げ・引き下げ（ボーナス・ペナルティの付与）が設定されないことをもって、一般送配電事業者において目標達成へのインセンティブが働かないとも考えられる。しかしながら、レピュテーションタイプに係る目標項目が未達成の場合、ステークホルダーとの信頼関係が損なわれたり、国から規制期間における組の再検証などを求められたりすることとなり、翌規制期間における収入の見通しに係る審査・査定において、見積費用の信頼性が大きく損なわれ、一般送配電事業者において不利益が生じることになるという事実からも、適切なインセンティブ類型の一つと考えられる。

(注) RIIOとは、2013年度より英国で導入されたレベニューキャップ制度の総称。

Revenue=Incentives+Innovation+Output

3 達成すべき目標項目について

達成すべき目標項目は、1に記載したレベニューキャップ制度の導入目的と整合的、かつ一般送配電事業者が基本的な託送供給等の業務として取り組むべきもの、中長期的な社会的便益を見込んだ上で規制期間において取り組むべきもの、及び外生要因が小さく一般送配電事業者の取組結果が適正に反映されるものに該当するものについて、外生要因の補正可否や、データ採録の可否なども考慮して、次に掲げる(1)の(18)のとおり設定する。

(1) 安定供給実現に当たっての停電対応

i. 具体的な目標

電力の安定供給実現の観点から、一般送配電事業者が目標として設定すべき停電量の具体的な水準については、高経年化設備更新ガイドラインの運用において、「一般送配電事業者は、本ガイドラインを基に、令和五年四月一日を始期とする規制期間（以下、「第一規制期間」という。）のリスク量を規制期間初年度四月一日時点の水準を維持することを目標（基本）に高経年化対策工事等の設備保全計画を策定する」とされたことも踏まえ、規制期間における低圧電灯需要家の停電量が、自社の参

照期間における停電量の実績を上回らないこと

停電量については、次のとおり算出する。

〈算出式〉

停電量 (kWh) $\parallel$ 一 低圧電灯需要家あたりの年間停電時間 (分) (電気関係報告規則第二条に基づいて報告すべき一 低圧電灯需要家あたりの年間停電時間をいう。) $\times$ 供給エリアの低圧電灯需要家数 (電気関係報告規則第二条に基づいて報告すべき年度ごとの低圧電灯需要家数をいう。) $\times$ 供給エリアの一 低圧電灯需要家あたりの平均負荷 (kWh) (電気関係報告規則第二条に基づいて報告すべき年度ごとの平均負荷をいう。) $\div 60$ 分

(注) 低圧電灯需要家とは、原則として、単相又は三相により標準電圧百ボルト又は二百ボルトで

電気の供給を受ける需要家であつて電灯契約を締結している需要家をいう。

なお、低圧電灯需要家の停電については、事故停電と作業停電に分類して、電気関係報告規則(昭和四十年六月十五日通商産業省令第五十四号)に基づき、報告することを求めているが、一般送配電事業者の停電対応を評価する観点から、作業停電(事前に需要家へ通知するものに限る。)及び事故

停電のうち外生要因（自然災害や他物接触等）によって発生した停電は評価対象から除き、事故停電のうち内生要因（設備不良や保守不備等）により発生した停電のみを対象とする。

また、内生要因による事故停電を評価するに当たって、次に掲げる場合については、各一般送配電事業者においてそれぞれ判明している外生・内生要因の分類がなされている系統の停電時間における外生・内生要因比率で按分を行い、内生要因による停電時間を推計する手法を採用することとする。

① 各一般送配電事業者における停電時間実績の要因分類について、停電要因が判明せず、原因不明と分類されている場合

② 各一般送配電事業者における一部の系統故障による停電について、外生・内生要因の分類がなされていない場合

③ その他

ii. 達成基準とインセンティブ

本目標項目に係るインセンティブ付与（ボーナス・ペナルティ）に当たっては、各一般送配電事業者の経年比較と、規制期間における停電量の割合（「各一般送配電事業者の供給エリアの停電量」・

「各一般送配電事業者の供給エリアの需要電力量」にて算出）を用いた事業者間比較を組み合わせ、評価を行う。

評価に当たっては、合理的理由により目標の未達成があったと判断される場合は、その影響も踏まえて評価を行うこととする。

インセンティブ付与（ボーナス）の基準については、次に掲げる要件のいずれにも該当することとし、収入上限に十万分の二十五を乗じた額分について、翌規制期間における収入上限を引き上げる事後調整を行う。

① 各一般送配電事業者の経年比較として、規制期間における停電量が、参照期間における自社の停電量の百分の五以上減少していること

② 事業者間比較として、規制期間における停電量の割合が、下位（八位から十位までを指す。）となっていること

インセンティブ付与（ペナルティ）の基準については、次に掲げる要件のいずれにも該当することとし、収入上限に十万分の五十を乗じた額分について、翌規制期間における収入上限を引き下げる事

後調整を行う。

① 各一般送配電事業者の経年比較として、規制期間における停電量が、参照期間における自社の停電量の百分の五以上増加していること

② 事業者間比較として、規制期間における停電量の割合が、上位（一位から七位までを指す。）となっていること

(2) 設備拡充の達成

i. 具体的な目標

推進機関は、十年を超える期間を見通した全国の電力系統のあるべき姿及びその実現に向けた考え方を示すため、全国大での広域連系系統の整備及び更新に関する方向性を整理した長期方針（以下「広域系統長期方針」という。）を策定し、当該広域系統長期方針や広域連系系統の潮流状況、広域連系系統の更新計画等を踏まえ、広域連系系統の整備に関する個別の整備計画（以下「広域系統整備計画」という。）を策定するところ、一般送配電事業者は、広域系統整備計画について、規制期間における工事全てを実施すること

また、ローカル系統について、混雑管理による既存設備の効率的な利用の推進を前提に、資源エネルギー庁が定める「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」に記載された増強規律や、推進機関が策定する送配電等業務指針に基づいて各一般送配電事業者が策定した送変電設備形成ルール等を踏まえて計画した工事を実施すること。配電系統についても、各一般送配電事業者が策定する配電設備形成ルール等を踏まえて計画した工事を実施すること

なお、これらの必要な投資を確保する際、コスト効率化と両立させることが重要であるというレベルニューキャップ制度の趣旨に鑑み、系統用蓄電池の効果的な配置等を通じ、既存設備の利用率を向上させ、過剰な設備の縮減設備形成の合理化に取り組むことも重要である。

ii. 達成基準とインセンティブ

目標の達成により、再エネ主力電源化とエネルギー供給の強靱化という中長期的な社会的便益が見込まれるものであり、計画の進捗状況の公表によるレピュテーションインセンティブを付与する。

また、未達成の場合はその原因と改善策をあわせて公表する。

取組目標の達成状況を、一般送配電事業者ごとに評価する。ただし、合理的な判断や外生要因によ

る計画変更及び目標の未達成があったと判断される場合には、評価において考慮する。

(3) 設備保全の達成

i. 具体的な目標

国民負担の抑制やレジリエンスを確保する観点から、設備保全については、既存設備の有効活用と共に強靱化等も考慮したうえで、コストを効率化しつつ計画的に進めていくことが重要であり、高経年化設備更新ガイドラインで標準化された手法で評価したリスク量算定対象設備合計のリスク量（故障確率×影響度）を規制期間における初年度四月一日時点の水準で維持することを目標に、各一般送配電事業者が高経年化設備の状況やコスト、施工力（人材育成等を通じた中長期的な施工力確保の観点も含む。）等を踏まえて、中長期の更新投資計画を策定し、規制期間における設備保全計画を達成すること

ii. 達成基準とインセンティブ

目標の達成により、安定供給の達成という中長期的な社会的便益が見込まれるものであり、計画の進捗状況の公表によるレピュテーションショナルインセンティブを付与する。また、未達成の場合はその原

因と改善策をあわせて公表する。

取組目標の達成状況を、一般送配電事業者ごとに評価する。ただし、合理的な判断や外生要因による計画変更及び目標の未達成があつたと判断される場合には、評価において考慮する。

(4) 無電柱化の確実な実施

i. 具体的な目標

無電柱化の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十二号）第七条の規定に基づき国土交通大臣が策定する無電柱化推進計画を踏まえ、各道路管理者の道路工事状況や、施工力・施工時期を加味した工事計画を一般送配電事業者が策定し、それを達成すること

ii. 達成基準とインセンティブ

目標の達成により、緊急輸送道路等における電柱倒壊リスクの解消・災害等に対するレジリエンス強化を通じた安定供給の実現・安全、円滑な交通の確保・景観形成・観光振興という中長期的な社会的便益が見込まれるものであり、計画の進捗状況の公表によるレピュテーションショナルインセンティブを付与する。また、未達成の場合はその原因と改善策をあわせて公表する。

取組目標の達成状況を、一般送配電事業者ごとに評価する。ただし、合理的な判断や外生要因による計画変更及び目標の未達成があったと判断される場合には、評価において考慮する。

(5) 新規再生可能エネルギー電源の早期かつ着実な連系

i. 具体的な目標

再エネ導入拡大に向けて、再エネ電源に対する接続・受電対応の円滑化を目指す観点から、次に掲げる目標を設定すること

① 接続検討の回答期限超過件数を、ゼロにすること

② 契約申込みの回答期限超過件数を、ゼロにすること

なお、接続検討及び契約申込みの回答期限超過理由のうち、受付者都合（一般送配電事業者都合）の超過は、推進機関において、申込み集中、特殊検討・検討量大、受付・検討不備の三区分に分類されているが、恣意的な要因分類を防ぐ観点から、これら全ての区分を目標の対象とする。

ii. 達成基準とインセンティブ

本目標に対するインセンティブ付与の評価に当たっては、事業者間比較が重要である。一方で、新

規再エネ電源の接続検討及び契約申込みの件数や、接続対象となる系統が一般送配電事業者によって異なっている点も踏まえ、規制期間における回答期限超過割合を用いた事業者間比較と、各一般送配電事業者の経年比較を組み合わせ、評価を行う。

評価に当たっては、合理的理由により目標の未達成があったと判断される場合は、その影響も踏まえて評価を行うこととする。

なお、送配電等業務指針を遵守し、接続検討及び契約申込みの回答を期限内に行うことを求めている観点から、インセンティブについては、i. で設定した①、②の目標項目それぞれにおいて、ペナルティのみを設定することとし、そのインセンティブ付与（ペナルティ）の基準については、次に掲げる要件のいずれにも該当することとし、収入上限に十万分の五十を乗じた額分について、翌規制期間における収入上限を引き下げる事後調整を行う。

① 各一般送配電事業者の経年比較として、規制期間における回答期限超過割合が、参照期間における自社の回答期限超過割合を上回ること

② 事業者間比較として、規制期間における回答期限超過割合が、上位（一位から七位までを指

す。）となっていること

また、その達成状況に外生的な要因が強く影響したことが確認された場合においては、設定したペナルティを減免することもあり得る（例…再エネ接続について、今後接続検討や契約申込み件数そのものが大幅に増加したことに伴って、回答期限超過割合が参照期間における実績を上回るケース等）。

(6) 系統の有効活用や混雑管理に資する対応

i. 具体的な目標

国や推進機関の審議会における議論を踏まえ、系統の有効活用や混雑管理（ノンファーム型接続や再給電方式、その他混雑管理手法）を実現する計画を一般送配電事業者が設定し、それを達成すること

当該計画には、既存設備の効率的な利用を推進する観点から、系統の混雑状況を把握・公開するための取組や、ノンファーム型接続や再給電方式など混雑管理を行うために必要な取組、電力制御装置やダイナミックレーディングなど混雑を回避するための取組等を盛り込むこと

ii. 達成基準とインセンティブ

目標の達成により、再エネの導入拡大に向けた系統制約の克服という中長期的な社会的便益が見込まれるものであり、計画の進捗状況の公表によるレピュテーションインセンティブを付与する。また、未達成の場合はその原因と改善策をあわせて公表する。

取組目標の達成状況を、一般送配電事業者ごとに評価する。ただし、合理的な判断や外生要因による計画変更及び目標の未達成があったと判断される場合には、評価において考慮する。

(7) 発電予測精度向上

i. 具体的な目標

再エネ出力制御量の低減や設備の最大限の利用、再エネの予測誤差に対応するための調整費用低減を目的に、発電予測精度向上等に関する目標・計画を設定し、それを達成すること

具体的には、予測精度向上に向けた技術開発、分析システムの高度化などを目標・計画に盛り込むこと

ii. 達成基準とインセンティブ

目標の達成により、中長期的な社会的便益が見込まれるものであり、計画の進捗状況の公表によるレピュテーションショナルインセンティブを付与する。また、未達成の場合はその原因と改善策をあわせて公表する。

取組目標の達成状況を、一般送配電事業者ごとに評価する。ただし、合理的な判断や外生要因による計画変更及び目標の未達成があったと判断される場合には、評価において考慮する。

(8) 需要家の接続対応

i. 具体的な目標

一般送配電事業者が顧客及びステークホルダー志向のネットワークサービスのレベルを向上させることが重要であることから、需要家の申込みに対する迅速な接続対応の確実な実施を促すため、供給側接続事前検討の回答期限超過件数を、ゼロにすること

ii. 達成基準とインセンティブ

本目標に対するインセンティブ付与の評価を行うに当たっては、事業者間比較が重要である。一方で、需要家からの供給側接続検討件数が一般送配電事業者によって異なっている点も踏まえ、規制期

間における回答期限超過割合を用いた事業者間比較と、各一般送配電事業者の経年比較を組み合わせ、評価を行う。

評価に当たっては、合理的理由により目標の未達成があつたと判断される場合は、その影響も踏まえて評価を行うこととする。

なお、託送供給等約款を遵守し、供給側接続検討の回答を期限内に行うことを求めていく観点から、インセンティブについては、ペナルティのみを設定することとし、そのインセンティブ付与（ペナルティ）の基準については、次に掲げる要件のいずれにも該当することとし、収入上限に十万分の五十を乗じた額分について、翌規制期間における収入上限を引き下げる事後調整を行う。

① 各一般送配電事業者の経年比較として、規制期間における回答期限超過割合が、参照期間における自社の回答期限超過割合を上回ること

② 事業者間比較として、規制期間における回答期限超過割合が、上位（一位から七位までを指す。）となっていること

また、その達成状況に外生的な要因が強く影響したことが確認された場合においては、設定したペ

ナルティを減免することもあり得る。

(9) 計量、料金算定、通知の確実な実施

i. 具体的な目標

一般送配電事業者が顧客及びステークホルダー志向のネットワークサービスのレベルを向上させることが重要であることから、次に掲げる目標を設定すること

- ① 電力確定使用量について、誤通知の件数をゼロにすること
 - ② 電力確定使用量について、通知遅延の件数をゼロにすること
 - ③ 託送料金について、誤請求の件数をゼロにすること
 - ④ 託送料金について、通知遅延の件数をゼロにすること
 - ⑤ インバランス料金について、誤請求の件数をゼロにすること
 - ⑥ インバランス料金について、通知遅延の件数をゼロにすること
- ii. 達成基準とインセンティブ

本目標に対するインセンティブ付与の評価を行うに当たっては、事業者間比較が重要である。一方

で、検針からの確定使用量や料金の通知期日等が一般送配電事業者によって異なっている点も踏まえ、規制期間における誤通知・誤請求・通知遅延割合を用いた事業者間比較と、各一般送配電事業者の経年比較を組み合わせ、評価を行う。

評価に当たっては、合理的理由により目標の未達成があったと判断される場合は、その影響も踏まえて評価を行うこととする。

なお、サービスレベルの向上のため、各一般送配電事業者に、計量・料金算定・通知の確実な実施を求めていく観点から、インセンティブについては、ペナルティのみを設定することとし、そのインセンティブ付与（ペナルティ）の基準については、次に掲げる要件のいずれにも該当することとし、収入上限に十万分の五十を乗じた額分について、翌規制期間における収入上限を引き下げる事後調整を行う。

① 各一般送配電事業者の経年比較として、i. で設定した①～⑥の目標項目のうち一つでも規制期間における誤通知・誤請求・通知遅延割合が、参照期間における自社の誤通知・誤請求・通知遅延割合を上回っていること

② 事業者間比較として、①に該当する目標項目のうち一つでも規制期間における誤通知・誤請求・通知遅延割合が、上位（一位から七位までを指す。）となっていること

また、その達成状況に外生的な要因が強く影響したことが確認された場合においては、設定したペナルティを減免することもあり得る。

(10) 顧客満足度の向上

i. 具体的な目標

一般送配電事業者がステークホルダーとの協議を通じて、取組目標を自社において設定し、それを達成すること

ii. 達成基準とインセンティブ

ステークホルダーとの協議を通じて設定した目標の達成により、中長期的な社会的便益が見込まれるものであり、計画の進捗状況の公表によるレピュテーションインセンティブを付与する。また、未達成の場合はその原因と改善策をあわせて公表する。

取組目標の達成状況を、一般送配電事業者ごとに評価する。ただし、合理的な判断や外生要因によ

る計画変更及び目標の未達成があったと判断される場合には、評価において考慮する。

(11) 設備の仕様統一化

i. 具体的な目標

国の審議会における議論を踏まえ、一般送配電事業者が仕様統一を行うこととした設備について、仕様統一を達成すること

具体的には、これまで仕様を統一することとされた品目（架空送電線、ガス遮断器及び地中ケーブル）に加え、その他の品目についても仕様統一の対象の拡大を検討し、達成すること。また、仕様統一によるコスト効率化効果を確保する観点から、仕様統一を通じた調達改善についても取り組むこと

ii. 達成基準とインセンティブ

目標の達成により、調達コストの低減や、災害復旧の迅速化という中長期的な社会的便益が見込まれるものであり、計画の進捗状況の公表によるレピュテーションインセンティブを付与する。また、未達成の場合はその原因と改善策をあわせて公表する。

取組目標の達成状況を、一般送配電事業者ごとに評価する。ただし、合理的な判断や外生要因による計画変更及び目標の未達成があったと判断される場合には、評価において考慮する。

(12) 中央給電指令所システムの仕様統一化

i. 具体的な目標

国の審議会における議論において一般送配電事業者が仕様統一を行うこととされた中央給電指令所システムについて、仕様統一を達成すること

具体的には、今後システム更新時期を迎えるタイミングで、仕様や機能を統一したシステムが導入されるよう、仕様検討に係る計画を策定し、これを遂行すること

ii. 達成基準とインセンティブ

目標の達成により、調整力の運用コスト低減によるコスト効率化という中長期的な社会的便益が見込まれるものであり、計画の進捗状況の公表によるレピュテーションインセンティブを付与する。

また、未達成の場合はその原因と改善策をあわせて公表する。

取組目標の達成状況を、一般送配電事業者ごとに評価する。ただし、合理的な判断や外生要因によ

る計画変更及び目標の未達成があったと判断される場合には、評価において考慮する。

(13) 系統運用の広域化

i. 具体的な目標

今後の国や推進機関における議論を踏まえて需給調整市場の広域化を実現する計画を設定し、それを達成すること

具体的には需給調整市場の導入に向けたシステム開発や市場運用、システム運用等について計画を策定し、これを遂行すること

ii. 達成基準とインセンティブ

目標の達成により、中長期的な社会的便益が見込まれるものであり、計画の進捗状況の公表によるレピュテーションインセンティブを付与する。また、未達成の場合はその原因と改善策をあわせて公表する。

取組目標の達成状況を、一般送配電事業者ごとに評価する。ただし、合理的な判断や外生要因による計画変更及び目標の未達成があったと判断される場合には、評価において考慮する。

(14) 災害時の連携推進

i. 具体的な目標

電事法第三十三条の二第一項の規定に基づき、一般送配電事業者が共同で作成し、届け出る災害時連携計画に記載された取組内容を達成すること

具体的には、災害時連携計画に基づき、非常災害時のみならず平時から事前準備、設備及びシステム等の整備、関係機関との連携、応援事業者の対応及び被災事業者の対応等について遂行すること

ii. 達成基準とインセンティブ

目標の達成により、災害等に対するレジリエンス強化を通じた安定供給の実現という中長期的な社会的便益が見込まれるものであり、計画の進捗状況の公表によるレピュテーションインセンティブを付与する。また、未達成の場合はその原因と改善策をあわせて公表する。

取組目標の達成状況を、一般送配電事業者ごとに評価する。ただし、合理的な判断や外生要因による計画変更及び目標の未達成があつたと判断される場合には、評価において考慮する。

(15) デジタル化の推進

i. 具体的な目標

一般送配電事業者がステークホルダーとの協議を通じて、取組目標を自社において設定し、それを達成すること

その際、デジタル化の取組は、電力の安定供給やレジリエンスの向上、再エネの導入拡大に向けた系統制約の克服や系統運用の高度化、保守・点検を含む電力システムのコスト効率化、系統情報の公開、需要家利益の向上、新たな付加価値を持つサービスの創出その他の社会的便益の達成に資するものとし、また、サイバーセキュリティやサプライチェーンマネジメントをはじめとするセキュリティ対策の観点も踏まえて計画を設定し、これを遂行すること

ii. 達成基準とインセンティブ

ステークホルダーとの協議を通じて設定した目標の達成により、電力の安定供給やレジリエンスの向上、再エネの導入拡大に向けた系統制約の克服、保守・点検を含む電力システムのコスト効率化、需要家利益の向上又は新たな付加価値を持つサービスの創出という中長期的な社会的便益が見込まれるものであり、計画の進捗状況の公表によるレピュテーションインセンティブを付与する。また、

未達成の場合はその原因と改善策をあわせて公表する。

取組目標の達成状況を、一般送配電事業者ごとに評価する。ただし、合理的な判断や外生要因による計画変更及び目標の未達成があったと判断される場合には、評価において考慮する。

(16) 安全性・環境性への配慮

i. 具体的な目標

一般送配電事業者がステークホルダーとの協議を通じて、取組目標を自社において設定し、それを達成すること

ii. 達成基準とインセンティブ

ステークホルダーとの協議を通じて設定した目標の達成により、中長期的な社会的便益が見込まれるものであり、計画の進捗状況の公表によるレピュテーションインセンティブを付与する。また、未達成の場合はその原因と改善策をあわせて公表する。

取組目標の達成状況を、一般送配電事業者ごとに評価する。ただし、合理的な判断や外生要因による計画変更及び目標の未達成があったと判断される場合には、評価において考慮する。

(17) 分散グリッド化の推進

i. 具体的な目標

一般送配電事業者が配電事業者の参入等の分散グリッド化の促進に向けた取組目標を自社において設定し、それを達成すること

具体的には、デジタル技術等も活用したローカル・配電系統における系統運用高度化（ローカルフレキシビリティの活用等）、蓄電池等の分散型エネルギー源の活用推進、中長期的に需要家全体の便益にも資する配電事業者との連携や指定区域供給制度の活用その他の分散グリッド化の推進に向けた取組について、計画を設定し、これを遂行すること

ii. 達成基準とインセンティブ

目標の達成により、災害時のエネルギー供給の確保によるレジリエンスの向上、地域の分散型エネルギー源の有効活用によるカーボンニュートラルへの貢献や設備形成の効率化、地域のエネルギーを活用することによる地域産業の活性化という中長期的な社会的便益が見込まれるものであり、計画の進捗状況の公表によるレピュテーションショナルインセンティブを付与する。また、未達成の場合はその原

因と改善策をあわせて公表する。

取組目標の達成状況を、一般送配電事業者ごとに評価する。ただし、合理的な判断や外生要因による計画変更及び目標の未達成があったと判断される場合には、評価において考慮する。

(18) 次世代スマートメーターの円滑な導入

i. 具体的な目標

国の審議会における議論を踏まえ、次世代スマートメーターを導入する計画を策定し、それを達成すること

具体的には、令和七年度以降に順次導入される次世代スマートメーターについて、次世代スマートメーター制度検討会で取りまとめられた仕様を満たしつつその便益を最大化することを実現し、かつ、スマートメーターシステムの構築に当たり、仕様統一や調達効率化による費用合理化を実現するため、次世代スマートメーターの円滑な導入に向けた計画を設定し、これを遂行すること。その際、次世代スマートメーターに係るセキュリティについても、次世代スマートメーター制度検討会及びその作業部会における議論を踏まえて策定される「スマートメーターシステムセキュリティガイドライ

ン」や「詳細対策基準」に基づき、対策を具体化すること

ii. 達成基準とインセンティブ

目標の達成により、レジリエンスの強化、系統全体の需給の安定化及び再エネの大量導入、需要家利益の向上という中長期的な社会的便益が見込まれるものであり、計画の進捗状況の公表によるレピュテーションナルインセンティブを付与する。また、未達成の場合はその原因と改善策をあわせて公表する。

取組目標の達成状況を、一般送配電事業者ごとに評価する。ただし、合理的な判断や外生要因による計画変更及び目標の未達成があったと判断される場合には、評価において考慮する。

第三章 レベニューキャップ制度における審査・査定方針

1 費用ごとの審査・査定の考え方

(1) OPEX 査定対象費用の審査・査定

i. 審査・査定方針

OPEX 査定は、各一般送配電事業者の実情を踏まえつつコスト効率化を促すものとするため、効率

的な一般送配電事業者における実績値等を用いた統計的な査定方法を用いて行う。

OPEX 査定については、事業者間比較の観点から、参照期間における OPEX 査定対象費用の実績を用いた重回帰分析により、全一般送配電事業者の平均的な効率性を反映した推計費用を算出する。その推計費用に、効率的な一般送配電事業者の状況の反映（以下「トップランナー的補正」という。）を行うことで、効率化が遅れている一般送配電事業者の効率化を促す審査・査定を行うこととする。加えて、第一規制期間においては、激変緩和措置の観点から、各一般送配電事業者の参照期間における OPEX 査定対象費用の実績を一部反映する。

なお、OPEX 査定対象費用については、算定省令にて明記する。

ii. 審査・査定方法

全一般送配電事業者の平均的な効率性を反映した推計費用の統計的な算出については、次に掲げる手法を用いることとし、その詳細については、審査要領において定める。

① OPEX 査定対象費用を対象に各一般送配電事業者の参照期間における実績を用いて推計式を設定し、その設定においては統計手法として重回帰分析を行うこと。さらに当該分析において両辺

を対数変換すること

- ② 重回帰分析における説明変数には、外生要因として、需要要因、地理的要因、経済水準要因に該当する変数をそれぞれ設定すること

トップランナー的補正については、次に掲げる手法を用いることとする。

- ① 重回帰分析により算出された推計費用と、一般送配電事業者の参照期間における実績を比較して、各一般送配電事業者の効率性スコアを算出すること

〈算出式〉

効率性スコアⅡ各一般送配電事業者の参照期間における実績÷重回帰分析により算出した全一般送配電事業者の平均的な効率性を反映した推計費用

- ② 算出された全一般送配電事業者の効率性スコアを用いて、トップランナー的補正を行うに当たっては、規制期間の初年度において効率性スコアの上位五位、規制期間の最終年度において効率性スコアの上位三位と設定した上で、当該初年度から当該最終年度にかけて段階的な効率化を求める方法で、審査・査定を行うこと

③ 第一規制期間においては、トップランナー的補正を行った OPEX 査定対象費用に百分の五十を乗じた額に、参照期間における OPEX 査定対象費用の実績に百分の五十を乗じた額を加えること
全一般送配電事業者の平均的な効率性を反映した推計費用の統計的な算出及びトップランナー的補正を経て算出された費用額に加えて、各一般送配電事業者からの合理的な説明がなされた費用額に限り、収入の見通しに算入することを認める。

(2) CAPEX 査定対象費用の審査・査定

i. 審査・査定方針

(設備投資額を用いた審査・査定)

CAPEX 査定については、設備投資額を対象に行うこととする。

CAPEX 査定を行った設備投資額から規制期間に計上する減価償却費を算出した上で、収入の見通しに算入することを認める。なお、減価償却費を算出する際には、定額法を用いることを基本とする。ただし、一部の一般送配電事業者は会計上定率法を採用していることを踏まえ、事業運営に影響が及ぶといった合理的な説明がなされた場合に限り、定率法により減価償却費を算出し、収入の

見通しに算入することを認める。

（「投資量」と「投資単価」の分解）

一般送配電事業者の設備投資は、必要な投資を効率的な単価で行うことが重要であることから、設備投資額を「投資量」と「投資単価」に分解した上で、CAPEX 査定を行うことを基本とする。投資量におけるCAPEX 査定については、送配電設備の確実な増強と更新の観点から、必要な投資量が確保されていることを確認するとともに、投資単価におけるCAPEX 査定については、コスト効率化の観点から、事業者間比較による効率的な単価の算定や、参照期間における実績等に基づく単価の確認を行うことを基本とする。

なお、具体的な審査・査定方法については、各系統（連系統・基幹系統、ローカル系統、配電系統）の特性や、設備拡充投資、設備更新投資の特性も踏まえて、設定することとする。また審査・査定にあたっては、広域系統長期方針や高経年化設備更新ガイドラインとの整合性についても確認を行う。

ii. 審査・査定方法

(連系線・基幹系統の審査・査定方法)

拡充投資

【投資量の確認方法】

投資量が、広域系統長期方針や広域系統整備計画の内容を適切に反映したものとなっているか、個別の工事件名ごとに確認することとする。

【投資額の審査・査定方法】

投資額については、個別の工事件名ごとに検証を行うこととする。

一部工事の調達プロセス（発注方式やコスト低減方策）や工事費の妥当性に関する検証など、発注前段階におけるコスト検証を行う推進機関のコスト等検証小委員会における検証結果も参照しつつ、個別の工事における各設備の単価等について、類似プロジェクトや過去の実績との比較も含めたCAPEX査定を実施することとし、必要に応じコスト等検証小委員会とも連携する。

更新投資

【投資量の確認方法】

リスク量算定対象設備については、高経年化対策と、高経年化対策以外に区分して投資量を認することとし、各設備のリスク量合計値（以下「総設備リスク量」という。）が規制期間初年度の水準以下に維持できるよう、リスク量算定対象設備ごとの投資量を認することとする。

リスク量算定対象外設備の投資量については、その設備ごとに、それぞれ参照期間における実績等に照らして、投資量の妥当性を認することとする。

【投資額の審査・査定方法】

更新投資の必要額については、個別の工事件名ごとに検証を行うこととする。

（ローカル系統…主要送変電設備の審査・査定方法）

拡充投資

【投資量の確認方法】

工事件名ごとに、主要送変電設備の投資量が「発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担等の在り方に関する指針」に記載された増強規律や、送配電等業務指針に基づいて各一般送配電事業者が策定した送変電設備形成ルール、さらに将来の需要及び電源の動向等に照

らして、妥当であることを確認する。

ただし、一般送配電事業者から合理的な理由により、工事件名が特定困難との説明がなされた場合は、主要送変電設備ごとに投資量が妥当であることを確認する。

【投資単価の審査・査定方法】

投資単価の審査・査定は、投資単価を「物品単価」と「工事単価」に区分した上で、それぞれに対して、全一般送配電事業者の平均的な効率性を反映した推計単価の統計的な算出及びトップランナー的補正を経て行うこととする。

全一般送配電事業者の平均的な効率性を反映した推計単価の統計的な算出については、次に掲げる手法を用いることとし、その詳細については、審査要領にて明記する。

- ① 主要送変電設備ごとの物品単価、工事単価を対象に各一般送配電事業者の参照期間における実績を用いて推計式を設定し、その設定においては統計手法として重回帰分析を行うこと
- ② 重回帰分析における説明変数には、外生要因（鉄塔であれば、鉄塔重量・鉄塔種類など、

地域性や送電容量など複数の外生要因を考慮して鉄塔設計がなされる際に差異が出る変数項

目については、外生要因と一定の関連性があるものと整理。）等から、適切な変数をそれぞれ設定すること

重回帰分析の結果、決定係数が一定水準に達していないと認められる場合には、次に掲げる手法を用いて算出した中央値を全一般送配電事業者の平均的な効率性を反映した推計単価とみなすこととし、その詳細については、審査要領にて明記する。

① 主要送変電設備ごとの物品単価・工事単価の参照期間における実績単価を基に中央値を算出すること。その算出に当たっては、特殊要因によつて高額となった案件を統計的に検出し、これを当該実績単価から除くこと

※ なお、単一の中央値を算出し、これを審査・査定に用いることを基本としつつ、合理的かつ説明可能な分類を用いた複数の中央値を算出し、これを審査・査定に用いることも可能とする。

※ なお、規制期間における適正な物品単価、工事単価の算定においては、設定した推計式に、規制期間における各説明変数項目の見積値を代入することとする。

トップランナー的補正については、次に掲げる手法を用いることとする。

- ① 重回帰分析により算出された推計単価と、参照期間における各一般送配電事業者の実績単価を比較して、各一般送配電事業者の効率性スコアを算出すること

〈算出式〉

効率性スコア＝参照期間における各一般送配電事業者の実績単価÷重回帰分析又は中央値分析により算出した全一般送配電事業者の平均的な効率性を反映した推計単価

- ② 算出された全一般送配電事業者の効率性スコアを用いて、トップランナー的補正を行うに当たっては、規制期間を通じて効率性スコアの上位三位と設定した上で効率化を求める方法で、審査・査定を行うこと

- ③ 第一規制期間においては、トップランナー的補正を行った物品単価・工事単価に百分の三十を乗じた額に、参照期間における物品単価・工事単価の実績に百分の七十を乗じた額を加えること

統計的に検出した特殊要因によって高額となった案件については、次に掲げる事項を一般送配

電事業者に求めた上で、その内容をもって審査・査定を行うこととする。

① 一般送配電事業者自らの効率化に向けた検討状況を確認する観点から、各一般送配電事業者は社内での適切な検討プロセスを設けること

② その検討プロセスにおいては、有識者などの第三者を含める等の透明性が確保された検証体制を構築した上で、案件の必要性や、価格・物量の妥当性、価格・物量低減に向けて実施する取組の有無とその取組内容の妥当性を検証すること

更新投資

【投資量の確認方法】

リスク量算定対象設備については、高経年化対策と、高経年化対策以外に区分して投資量を確認することとし、総設備リスク量を規制期間初年度の水準以下に維持できるよう、リスク量算定対象設備ごとの投資量を確認することとする。

【投資単価の審査・査定方法】

主要送変電設備の拡充投資における投資単価の審査・査定方法と同様の方法で審査・査定を行

う。

（ローカル系統…送変電設備（主要送変電設備を除く。）の審査・査定方法）

拡充投資

送変電設備（主要送変電設備を除く。）については、対象となる設備の種類が非常に多岐にわたることから、主要送変電設備と同様に「投資量」と「投資単価」への区分を行うことが困難である。

このため、第一規制期間における送変電設備（主要送変電設備を除く。）の審査・査定については、主要送変電設備、主要配電拡充投資及び主要配電更新投資等に対する各一般送配電事業者の査定率を適用する。

ただし、その査定率が適用された費用額に加えて、各一般送配電事業者からの合理的な説明がなされた費用額に限り、収入の見通しに算入することを認める。

更新投資

送変電設備（主要送変電設備を除く。）については、対象となる設備の種類が非常に多岐にわたることから、主要送変電設備と同様に「投資量」と「投資単価」への区分を行うことが困難である。

このため、第一規制期間における送変電設備（主要送変電設備を除く。）の審査・査定については、主要送変電設備、主要配電拡充投資及び主要配電更新投資等に対する各一般送配電事業者の査定率を適用する。

ただし、その査定率が適用された費用額に加えて、各一般送配電事業者からの合理的な説明がなされた費用額に限り、収入の見通しに算入することを認める。

（配電系統…主要配電工事の審査・査定方法）

拡充投資

【投資量の確認方法】

主要配電拡充投資のうち需要・電源対応に係る投資量については、送配電等業務指針に基づいて各一般送配電事業者が策定した配電設備形成ルールや、参照期間における実績、将来の需要及び電源の動向等に照らして、妥当であることを確認する。

主要配電拡充投資のうち無電柱化対応に係る投資量については、国土交通大臣が策定した無電柱化推進計画に照らして、妥当であることを確認する。

【投資単価の審査・査定方法】

主要配電拡充投資の投資単価の審査・査定に当たっては、投資単価を「物品単価」と「工事単価」に区分した上で、それぞれに対して、全一般送配電事業者の平均的な効率性を反映した推計単価の統計的な算出及びトップランナー的補正を経て行うこととする。

全一般送配電事業者の平均的な効率性を反映した推計単価の統計的な算出については、次に掲げる手法を用いることとし、その詳細については、審査要領にて明記する。

- ① 主要配電拡充投資の物品単価、工事単価を対象に参照期間における各一般送配電事業者の実績単価を用いて推計式を設定し、その設定においては統計手法として重回帰分析を行うことと

- ② 重回帰分析における説明変数には、需要要因、経済水準、地理的・自然的環境及び外生的要因に影響を受ける設備項目から、適切な変数をそれぞれ設定すること

重回帰分析の結果、決定係数が一定水準に達していないと認められる場合には、次に掲げる手法を用いて算出した中央値を全一般送配電事業者の平均的な効率性を反映した推計単価と見なす

こととし、その詳細については、審査要領にて明記する。

- ① 主要配電拡充投資の物品単価・工事単価の参照期間における実績単価を基に中央値を算出すること

※ なお、規制期間における適正な物品単価、工事単価の算定においては、設定した推計式に、規制期間における各説明変数項目の見積値を代入することとする。

トップランナー的補正については、次に掲げる手法を用いることとする。

- ① 重回帰分析又は中央値分析により算出された推計単価と、参照期間における各一般送配電事業者の実績単価を比較して、各一般送配電事業者の効率性スコアを算出すること

〈算出式〉

効率性スコアⅡ参照期間における各一般送配電事業者の実績単価・重回帰分析又は中央値分析により算出した各一般送配電事業者の平均的な効率性を反映した推計単価

- ② 算出された各一般送配電事業者の効率性スコアを用いて、トップランナー的補正を行うに当たっては、規制期間を通じて効率性スコアの上位三位と設定した上で効率化を求める方法

で、審査・査定を行うこと

- ③ 第一規制期間においては、トップランナー的補正を行った物品単価・工事単価に百分の三十を乗じた額に、参照期間における物品単価・工事単価の実績に百分の七十を乗じた額を加えること

主要配電拡充投資のうち無電柱化対応における投資単価の審査・査定についても、全一般送配電事業者の平均的な効率性を反映した推計単価の統計的な算出及びトップランナー的補正を経て行うことを基本としつつ、規制期間における整備距離等の増減又は整備手法の多様化による投資単価の変動を踏まえ、各一般送配電事業者からの合理的な説明がなされた場合に限り、当該費用を収入の見通しに算入することを認める。

更新投資

【投資量の確認方法】

主要配電更新投資については、総設備リスク量を現状の水準以下に維持できるよう、リスク量算定対象設備ごとの投資量を確認することとする。

【投資単価の審査・査定方法】

主要配電拡充投資における投資単価の審査・査定方法と同様の方法で審査・査定を行う。

（配電系統：配電工事（主要配電工事を除く。）の審査・査定方法）

拡充投資

配電工事（主要配電工事を除く。）については、対象となる設備の種類が非常に多岐にわたることから、主要配電工事と同様に「投資量」と「投資単価」への区分を行うことが困難である。

このため、第一規制期間における配電工事（主要配電工事を除く。）の審査・査定については、主要送変電設備、主要配電拡充投資及び主要配電更新投資等に対する各一般送配電事業者の査定率を適用する。

ただし、その査定率が適用された費用額に加えて、各一般送配電事業者からの合理的な説明がなされた費用額に限り、収入の見通しに算入することを認める。

更新投資

配電工事（主要配電工事を除く。）については、対象となる設備の種類が非常に多岐にわたるこ

とから、主要配電工事と同様に「投資量」と「投資単価」への区分を行うことが困難である。

このため、第一規制期間における配電工事（主要配電工事を除く。）の審査・査定については、主要送変電設備、主要配電拡充投資及び主要配電更新投資等に対する各一般送配電事業者の査定率を適用する。

ただし、その査定率が適用された費用額に加えて、各一般送配電事業者からの合理的な説明がなされた費用額に限り、収入の見通しに算入することを認める。

（その他投資の審査・査定方法）

その他投資とは、通信設備工事や、系統・給電設備工事、リース関連など送配電設備以外への設備投資をいう。

その他投資については、投資量と単価に区分することや、事業者間比較が困難であると考えられることから、各一般送配電事業者の規制期間における見積り費用の算定根拠及び参照期間における実績との差異要因を踏まえて審査・査定を行うこととする。

(3) その他費用の審査・査定

OPEx 査定対象費用、CAPEX 査定対象費用等に分類しない修繕費、賃借料、固定資産除却費（除却損及び除却費用）、託送料、離島供給に係る費用及び収益、廃炉等負担金等については、その他費用として審査・査定を行う。

その他費用の審査・査定については、次に掲げる方法で審査・査定を行うこととし、その詳細については、審査要領にて明記する。

① 修繕費のうち、国において設備投資に関連すると整理された費用については、主要送変電設備、

主要配電拡充投資及び主要配電更新投資等における各一般送配電事業者の査定率を適用すること

※ ただし、その査定率が適用された費用額に加えて、各一般送配電事業者からの合理的な説明がなされた費用額に限り、収入の見通しに算入することを認める。

② 賃借料のうち、他の事業者との交渉によって単価が設定される費用については、各一般送配電事業者の規制期間における見積り費用の算定根拠及び参照期間における実績との差異要因を踏まえて審査・査定を行うこと

③ 固定資産除却費（除却損及び除却費用）については、各一般送配電事業者の規制期間における見

積り費用の算定根拠及び参照期間における実績との差異要因を踏まえて審査・査定を行いつつ、その除却のタイミングや除却の妥当性についても確認を行うこと

④ 託送料のうち、一般送配電事業者が託送契約により他者の設備を使用し送電、変電、配電を行う際に発生する費用については、託送契約内容の精査等を行い、各一般送配電事業者の規制期間における見積り費用の審査・査定を行うこと

⑤ 離島供給に係る費用及び収益については、各一般送配電事業者の規制期間における見積り費用の算定根拠及び参照期間における実績との差異要因を踏まえて審査・査定を行うこと

⑥ 廃炉等負担金については、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の廃炉の円滑かつ着実な実施を担保するため、東京電力パワーグリッド株式会社の経営合理化努力による利益を廃炉に充てられる託送収支上の措置が行われてきた。引き続き、福島第一原子力発電所原子炉施設の廃炉の円滑かつ着実な実施を確保する必要があることに変わりはないため、新たな託送料金制度においても、これまでと同様に東京電力パワーグリッド株式会社が実施してきた経営合理化により捻出してきた額を充てることができる仕組みを維持することとする。

こうした考えの下、廃炉に必要な額を、収入の見通しに算入することを可能とする。なお、必要額については、過去の廃炉等負担金の実績値や、東京電力ホールディングス株式会社の第四次総合特別事業計画における想定等も踏まえて、妥当性を確認することとする。

さらに、規制期間においては、東京電力パワーグリッド株式会社のコスト効率化によって利益が発生した場合には、見積もった廃炉等負担金の金額を超えて捻出することも可能とする。

また、現行の託送料金制度と同様に、廃炉等負担金の実績については毎年度その妥当性について確認を行う。

⑦ ①～⑥を除く費用については、各一般送配電事業者の規制期間における見積り費用の算定根拠及び参照期間における実績との差異要因を踏まえて審査・査定を行うこと

(4) 次世代投資に係る費用の審査・査定

次世代投資の審査・査定方法については、一般送配電事業者が策定する事業計画の内容を踏まえ、個別プロジェクトごとに規制期間における見積り費用を審査・査定することを基本とする。

なお、次世代スマートメーター投資費用など事業者間比較が可能な個別プロジェクトについては、積

極的に事業者間比較の観点から審査・査定を行うこととする。

次世代投資に係る費用の対象については、国の審議会等において、次世代投資として特に重要であるとされたものを含むものとする。

(5) 制御不能費用の審査・査定

一般送配電事業者の裁量によらない外生的な影響を受ける費用や、効率化が困難な費用については、予め制御不能費用と定義して審査・査定を行うことが妥当であることから、次に掲げる要件を満たす費用を対象とする。

① 合理的な方法で費用算定が可能な費用

② 量・単価の両方が外生的な要因によって変動するもの又は合理的な代替手段が無く、一般送配電事業者の努力による効率化の取組が困難と判断された費用

制御不能費用については、規制期間における見積み費用が参照期間における実績に照らして妥当である場合又は各一般送配電事業者からの合理的な説明がなされた場合、その費用を収入の見通しに算入することを認める。また、収入上限のうち制御不能費用と、規制期間における制御不能費用の実績の乖離

額について事後調整を行う。

(6) 事後検証費用の審査・査定

外生的な影響を受ける費用であっても、一般送配電事業者に対して一定の効率化を求めることが妥当と整理される費用については、予め事後検証費用と定義して審査・査定を行うことが妥当である。

事後検証費用については、規制期間における見積り費用が参照期間における実績に照らして妥当である場合又は各一般送配電事業者からの合理的な説明がなされた場合、その費用を収入の見通しに算入することを認める。また、収入上限のうち事後検証費用と、規制期間における事後検証費用の実績の乖離額のうち、妥当と認められる額について、事後調整を行う。

(7) 事業報酬の審査・査定

一般送配電事業者が、合理的な発展を遂げるために必要な資金調達コストとして、支払利息及び株主への配当金に充てるための費用である。事業報酬は、送配電事業に投下された能率的な経営のために必要かつ有効であると認められる事業資産の価値（以下「レートベース」という。）に対して、一定の事業報酬率（自己資本報酬率及び他人資本報酬率の加重平均値を指す。以下総じて「事業報酬率」とい

う。)を乗じて算定されているが、その具体的な算定方法について、次に掲げるとおり、一般送配電事業者の事業リスク等を踏まえて、算定方法を設定し、審査・査定を行うこととする。

① 自己資本報酬率の算定方法及び他人資本報酬率の算定方法について

自己資本報酬率と他人資本報酬率の算定については、第一規制期間の参照期間における託送料金制度での算出方法を基本としつつ、以下のとおり、参照期間の数値や分社化後の一般送配電事業者の資金調達の状況も踏まえた諸元に更新する。

【自己資本報酬率】

〈算出式〉

公社債利回り実績率 $\times$ ($1-\beta$) $+$ 全産業の自己資本利益率 $\times\beta$

※ 公社債利回り、全産業の自己資本利益率のいずれについても、参照期間等の平均値を用いて算定することとする。

※ β 値については、現在、分社化に伴って一般送配電事業者が非上場会社となっており当該値が存在しない。そのため、事業リスクの観点から分社後の一般送配電事業者と同様に低

かったと考えられる東日本大震災前五年間における親会社の β 値を用いることとする。

【他人資本報酬率】

〈算出式〉

公社債利回り実績率＋一般送配電事業者のリスクプレミアム平均値

※ 公社債利回りについては、参照期間の平均値を用いて算定することとする。

※ 一般送配電事業者のリスクプレミアム値については、分社化後の実績値を用いることも考えられるが、資金調達の実態等も踏まえ、事業リスクが一般送配電事業者と同様に低かった東日本大震災前五年間の〈旧一般電気事業者の平均有利子負債利子率－公社債利回り実績率〉の平均値を用いることとする。

② 事業報酬率の算定における自己資本報酬率と他人資本報酬率の加重平均に用いる比率

事業報酬率の算定における自己資本報酬率と他人資本報酬率の加重平均に用いる比率の設定に当たっては、前提となる事業環境や事業リスクなどを踏まえて、自己資本比率の設定の考え方について整理することとする。

整理に当たっては、レベニューキャップ制度の導入が事業に与える影響をよく検証する必要があること、分社化後間もないことや、大半の事業者で用途を送配電事業に限定した資金調達が行われていないことを踏まえ、第一規制期間については暫定的に、現在設定をしている自己資本報酬率と他人資本報酬率の加重平均に用いる比率三十対七十を引き続き適用することとする。

③ レートベースの対象資産について

レートベースの対象資産については、第一規制期間の参照期間における託送料金制度での分類と同様に、特定固定資産、建設中の資産、特定投資、運転資本及び繰延償却資産のうち一般送配電事業等に係るものを対象とする。

④ 追加事業報酬について

追加事業報酬については、第一規制期間の参照期間における託送料金制度では、連系設備特別報酬対象額（レートベースのうち、会社間連系線（常時電氣的に接続されているものに限る。）に係る設備（会社間の連系に用いることを目的として設置される設備であって、会社間の連系に用いる送電容量に相当する部分に限る。以下「連系設備」という。）及び連系設備の設置に伴い設置され

る設備（以下「関連周辺設備」という。）への投資について、他の発電所等の投資に比して収益性が劣後しないように事業報酬が上乘せされている（通常の事業報酬に百分の五十を乗じた額）。

今後は広域系統長期方針を踏まえ、費用便益分析を行った上で、系統増強判断がなされることから、新たに増強方針を決定する連系設備及び関連周辺設備に対しては追加事業報酬を設定しないことと「総合資源エネルギー調査会基本政策分科会持続可能な電力システム構築小委員会」において整理されたところであり、レベニューキャップ制度においても、この整理を踏まえた対応を行う。

一方で、広域系統長期方針の策定以前に増強方針が決定された連系設備及び関連周辺設備線のみについては、既に投資判断がなされていることも踏まえ、追加事業報酬を維持することとする。

(8) 控除収益の審査・査定

控除収益については、見積もった収益が参照期間における実績に照らして妥当である場合又は各一般送配電事業者からの合理的な説明がなされた場合、その収益を収入の見通しに算入する。また、収入上限のうち控除収益と、規制期間における控除収益の実績の乖離額について、事後調整を行う。

2 効率化係数の設定について

(1) 基本方針

レベニューキャップ制度の狙いは、一般送配電事業者における必要な投資の確保とコスト効率化を両立させることであり、そのコスト効率化には、統計査定を通じた事業者間比較等によって、効率化が遅れている一般送配電事業者に効率化を促すとともに、業界全体の創意工夫、技術革新に向けた取組を促すために、効率化係数を設定することとする。

(2) 効率化係数の対象費用について

効率化係数の対象となる費用については、制御不能費用や事後検証費用、次世代投資に係る費用など一般送配電事業者に効率化を求めるべき性質にない費用を除いた費用とする。

(3) 効率化係数の設定値について

効率化係数については、需要減少に伴い中長期的に減少することが期待される費用を加味する観点から、規制期間において想定される参照期間からの需要減少率を基点とし、昨今の需要減少率に対して過去の供給計画における実績値が、想定値から一定値減少する傾向にあることを踏まえ、規制期間初年度から年率千分の五ずつ段階的な効率化を行い、最終年度に千分の二十五の効率化が達成されるよう設定

を行う。

第四章 事業計画の策定の考え方について

1 事業計画の位置付け

一般送配電事業者は、収入の見通しを算定するにあたり、本指針に規定された目標の達成に向けて、規制期間において実施する設備投資等の遂行に必要な事業計画を策定して、国による審査・査定を受けるに当たっては、当該事業計画を提出する。

なお、収入の見通しの承認を受けた後、規制期間において事業計画に基づき、送配電事業を実施し、規制期間終了後、国において当該事業計画の達成状況を確認、評価し、翌規制期間の収入上限を事後的に調整することとなる。

2 事業計画の構成

一般送配電事業者が策定する事業計画については、収入の見通しを算定する観点から、規制期間において達成すべき目標事項に加えて、投資判断の前提となる発電、需要見込みや再エネ連系量予測などの情報、目標事項を達成するための事業内容を明示することが必要であることから、次に掲げる事業計画の策

定を求めることとする。

(1) 目標計画

(2) 前提計画

(3) 事業収入全体見通し

(4) 費用計画

(4)┆1 OPEX 査定対象費用

(4)┆2 CAPEX 査定対象費用

(4)┆3 その他費用

(4)┆4 次世代投資に係る費用

(4)┆5 制御不能費用

(4)┆6 事後検証費用

(4)┆7 事業報酬

(4)┆8 控除収益

(5) 投資計画

(5)┃1 設備拡充計画（連系線・基幹系統、ローカル系統、配電系統）

(5)┃2 設備保全計画（リスク量算定対象設備、リスク量算定対象外設備）

(5)┃3 その他投資計画（送配電設備以外の投資対応）

(5)┃4 次世代投資計画

(6) 効率化計画

策定した事業計画の実施に必要な費用を見積もること、収入の見通しを算定し、国による審査・査定を受けることになるが、その事業計画の策定に当たっては、供給計画、広域系統長期方針、高経年化設備更新ガイドライン等との整合性を確保するよう求めるものとする。

3 事業計画に記載すべき事項

一般送配電事業者が策定する事業計画については、収入の見通しに対する審査・査定に資する情報を求めるといふ観点から、次に掲げる事項を記載すること

(1) 目標計画

本指針第二章 3 に明記された目標事項に沿って、各一般送配電事業者において設定した目標ごとに次に掲げる事項を記載すること

① 設定した目標内容

② 現状課題や目標設定等の根拠といった目標を設定するに当たっての考え方

③ 設定目標達成に向けた具体的な取組内容及び取組期間

なお、ステークホルダーとの協議により設定した目標については、対話実績、対話における意見内容、意見に対する計画への反映状況を明記すること

(2) 前提計画

設備拡充等の投資判断に当たって必要となる次に掲げる事項を記載すること

① 供給区域の需要の見通し(k_w , k_{wh})及びその算定根拠・算定方法

② 供給区域の供給力の見通し(k_w , k_{wh})及びその算定根拠・算定方法

③ 供給区域の再エネ連系量の見通し(k_w , k_{wh})及びその算定根拠・算定方法

④ 供給区域の調整力量の見通し(k_w , Δk_w , k_{wh})及びその算定根拠・算定方法

(3) 事業収入全体見通し

各事業計画に基づき算定される収入の見通しの全体見通しについて次に掲げる事項を記載すること

① 申請する収入の見通しの全体概要

② 申請する収入の見通しの費用に係る内訳

③ 参照期間における実績との比較

(4) 費用計画

(4)-1 OPEX 査定対象費用

OPEX 査定対象費用について次に掲げる事項を記載すること

① 規制期間における年度ごとの OPEX 査定対象費用の見積り額とその内訳

② ①の算定根拠

③ 参照期間における年度ごとの OPEX 査定対象費用の実績とその内訳

④ 要員計画（規制期間における要員数、人件費の見通し及び参照期間における要員数、人件費の

実績についても明記）

(4) 2 CAPEX 査定対象費用

CAPEX 査定対象費用について次に掲げる事項を記載すること

① 規制期間における年度ごとの CAPEX 査定対象費用の見積り額とその内訳

② ①の算定根拠

③ 参照期間における年度ごとの CAPEX 査定対象費用の実績とその内訳

なお、CAPEX 査定対象費用のうち、減価償却費（新規投資分）や取替修繕費等については、(5)投資計画の内容と照らして、その妥当性について審査・査定を行う。

(4) 3 その他費用

その他費用（OPEX 査定対象費用、CAPEX 査定対象費用等に分類しない修繕費、賃借料、固定資産除却費、固定資産除却損、託送料、離島供給に係る費用及び収益、廃炉等負担金等）について次に掲げる事項を記載すること

① 規制期間における年度ごとのその他費用の見積り額とその内訳

② ①の算定根拠

③ 参照期間における年度ごとのその他費用の実績とその内訳

(4) 4 次世代投資に係る費用

次世代投資に係る費用について次に掲げる事項を記載すること

① 規制期間における年度ごとの次世代投資に係る費用の見積り額とその内訳

② ①の算定根拠

③ 参照期間における年度ごとの次世代投資に係る費用の実績とその内訳

(4) 5 制御不能費用

制御不能費用について次に掲げる事項を記載すること

① 規制期間における年度ごとの制御不能費用の見積り額とその内訳

② ①の算定根拠

③ 参照期間における年度ごとの制御不能費用の実績とその内訳

(4) 6 事後検証費用

事後検証費用について次に掲げる事項を記載すること

① 規制期間における年度ごとの事後検証費用の見積り額とその内訳

② ①の算定根拠

③ 参照期間における年度ごとの事後検証費用の実績とその内訳

(4) 7 事業報酬

事業報酬について次に掲げる事項を記載すること

① 規制期間における年度ごとのレートベースの額（特定固定資産、建設中の資産、特定投資、運転資本及び繰延償却資産であって一般送配電事業等に係るものに限る。）の見積り額とその内訳

② 事業報酬率の算定根拠

③ 規制期間において追加事業報酬の対象となる年度ごとのレートベースの額（特定固定資産、建設中の資産、特定投資、運転資本及び繰延償却資産であって一般送配電事業等に係るものに限る。）の見積り額とその内訳

(4) 8 控除収益

控除収益について次に掲げる事項を記載すること

① 規制期間における年度ごとの控除収益の見積り額とその内訳

② ①の算定根拠

③ 参照期間における年度ごとの控除収益の実績とその内訳

(5) 投資計画

(5) 1 設備拡充計画（連系線・基幹系統、ローカル系統、配電系統）

【連系線・基幹系統】

投資方針について次に掲げる事項を記載すること

① 広域系統長期方針、広域系統整備計画との整合性

② 目標計画・前提計画との整合性

連系線・基幹系統に係る投資の内容として、各投資の工事件名一覧及び各工事について次に掲げる事項を記載すること

① 工事の目的

② 工事の概要

③ 工期

④ 投資費用（費用内訳等詳細な数値を含む。）

※ それぞれの記載内容については、広域系統長期方針、広域系統整備計画、コスト等検証小委員会における検証内容等も必要に応じて付記すること

【ローカル系統】

投資方針について次に掲げる事項を記載すること

① 規制期間における投資方針について、国が策定する増強規律又は各一般送配電事業者が策定する送変電設備形成ルール等との整合性

② 中長期の投資方針について

ローカル系統の拡充投資のうち主要送変電設備に係る投資の内容として、各投資の工事件名一覧及び各工事について次に掲げる事項を記載すること

① 工事の目的

② 工事の概要

③ 工期

④ 主要送変電設備の投資量及びその算定根拠

⑤ 主要送変電設備の投資単価（物品単価・工事単価の算定根拠を明記）

ローカル系統の拡充投資のうち送変電設備（主要送変電設備を除く。）に係る投資の内容として次に掲げる事項を記載すること

① 送変電設備（主要送変電設備を除く。）一覧

② 送変電設備（主要送変電設備を除く。）の投資費用及び設備ごとの算定根拠

【配電系統】

投資方針について次に掲げる事項を記載すること

① 規制期間における投資方針について、各一般送配電事業者が策定する配電設備形成ルール等との整合性

② 中長期の投資方針について

配電系統の拡充投資のうち、主要配電工事に係る投資の内容として、次に掲げる事項を記載する

こと

① 主要配電工事の投資量及びその算定根拠

② 主要配電工事の投資単価（物品単価・工事単価の算定根拠を明記）

配電系統の拡充投資のうち配電工事（主要配電工事を除く。）に係る投資の内容として、次に掲げる事項を記載すること

① 配電工事（主要配電工事を除く。）一覧

② 配電工事（主要配電工事を除く。）の投資費用及び工事ごとの算定根拠

(5) 2 設備保全計画（リスク量算定対象設備・リスク量算定対象外設備）

【連系線・基幹系統】

連系線・基幹系統の更新投資のうちリスク量算定対象設備に係る投資の内容として、次に掲げる

事項を記載すること

① 高経年化設備更新ガイドラインを踏まえた第一規制期間におけるリスク量の算定結果

② 中長期の投資方針

③ 設備ごとの経年分布と想定される課題事項

④ 高経年化設備更新ガイドラインに基づき算定した、第一規制期間において維持すべき各リスク量算定対象設備のリスク量合計値

⑤ ②～④に基づく、更新物量の算定の結果

⑥ 今後想定されるリスク量・更新物量の推移

⑦ リスク量算定対象設備の投資額（物品費・工事費等の算定根拠を明記）

連系線・基幹系統の更新投資のうちリスク量算定対象外設備に係る投資の内容として、次に掲げる事項を記載すること

① 規制期間における更新投資方針

② 中長期の投資方針

③ リスク量算定対象外設備の一覧

④ リスク量算定対象外設備の投資額及びその算定根拠

【ローカル系統】

ローカル系統の更新投資のうちリスク量算定対象設備に係る投資の内容として、次に掲げる事項を記載すること

- ① 高経年化設備更新ガイドラインを踏まえた第一規制期間におけるリスク量の算定結果
 - ② 中長期の投資方針
 - ③ 設備ごとの経年分布と想定される課題事項
 - ④ 高経年化設備更新ガイドラインに基づき算定した、第一規制期間において維持すべき各リスク量算定対象設備のリスク量合計値
 - ⑤ ②～④に基づく、更新物量の算定結果
 - ⑥ 今後想定されるリスク量・更新物量の推移
 - ⑦ リスク量算定対象設備の投資額（物品費・工事費等の算定根拠を明記）
- ローカル系統の更新投資のうちリスク量算定対象外設備に係る投資の内容として、次に掲げる事項を記載すること

- ① 規制期間における更新投資方針

② 中長期の投資方針

③ リスク量算定対象外設備の一覧

④ リスク量算定対象外設備の投資額及びその算定根拠

【配電系統】

配電系統の更新投資のうちリスク量算定対象設備に係る投資の内容として、次に掲げる事項を記載すること

① 高経年化設備更新ガイドラインを踏まえた第一規制期間におけるリスク量の算定結果

② 中長期の投資方針について

③ 設備ごとの経年分布と想定される課題事項

④ 高経年化設備更新ガイドラインに基づき算定した、第一規制期間において維持すべき各リスク量算定対象設備のリスク量合計値

⑤ ②～④に基づく、更新物量の算定結果

⑥ 今後想定されるリスク量・更新物量の推移

⑦ リスク量算定対象設備の投資額（物品費・工事費等の算定根拠を明記）

配電系統の更新投資のうちリスク量算定対象外設備に係る投資の内容として、次に掲げる事項を記載すること

① 規制期間における更新投資方針

② 中長期の投資方針

③ リスク量算定対象外設備の一覧

④ リスク量算定対象外設備の投資額及びその算定根拠

(5) 3 その他投資計画（送配電設備以外の投資対応）

その他投資（通信設備工事や、系統・給電設備工事、リース関連など送配電設備以外への設備投資）について、次に掲げる事項を記載すること

① 規制期間におけるその他投資の方針

② 中長期の投資方針

③ 各投資の一覧

- ④ その他投資の投資額及びその算定根拠

(5) 4 次世代投資計画

次世代投資を進めるにあたり、次に掲げる区分ごとに、その投資方針について記載すること

- ① レジリエンス強化
- ② 再エネ拡充及び脱炭素化
- ③ 効率化・サービス向上（DX化等）
- ④ その他

次世代化に向けた取組内容として、次世代投資区分の個別プロジェクトごとに次に掲げる事項を記載すること

- ① 具体的な取組目標
- ② 取組内容・期間
- ③ 送配電に係る定量的な便益等の取組効果
- ④ 次世代投資の投資額及びその算定根拠

(6) 効率化計画

規制期間において実施する効率化に向けた具体的な取組内容とともに、その取組による収入の見通しに係る効率化想定額を記載すること

また、これまでに実施してきた効率化取組内容と今後の中長期の効率化方針を記載すること

第五章 事後調整の方針について

1 事後調整の考え方

レベニューキャップ制度では、外生的な要因による収入上限と規制期間における費用実績との乖離額や効率化の達成状況、本指針において定めた目標の達成状況、需要変動による収入上限と規制期間における収入実績との乖離額に応じて、収入上限の事後調整を行うこととする。

事後調整については、規制期間における収入上限の調整（以下「期中調整」という。）と、翌規制期間における収入上限の調整（以下「翌期調整」という。）に区分し、規制期間における事業計画の達成状況を評価する観点から、基本的には翌期調整を行うこととし、当該調整時期は、翌規制期間の最初の年度の翌年度とする。ただし、収入の見通しの算定において予見可能性が低い事象や、送配電事業に対する影響

等に鑑みて必要と認められる場合には、期中調整を行うこととする。

2 事後調整を行うべき具体的な事項

(1) 収入上限に要する費用と、規制期間における実績費用の乖離額（外生的な要因等による乖離）

i. CAPEX 査定関連費用

投資計画において記載した投資量を、規制期間における投資量の実績が下回った場合に生じる CAPEX 査定関連費用の乖離額について、翌期調整を行うこととする。

投資計画において記載した投資量を、次に掲げる外生的な要因によって、規制期間における投資量の実績が上回った場合に生じる CAPEX 査定関連費用の乖離額について、翌期調整を行うこととする。

- ① 前提計画に記載した再エネ接続量や需要量の変動
- ② 無電柱化推進計画の策定又は変更
- ③ 広域系統整備計画の策定又は変更
- ④ その他、妥当であると認められる事象

ii. 次世代投資に係る費用

次世代投資計画において記載した投資量を、規制期間における投資量の実績が下回った場合に生じる次世代投資に係る費用の乖離額について、翌期調整を行うこととする。

iii. 制御不能費用

収入上限のうち制御不能費用と、規制期間における制御不能費用の実績の累積乖離額について、翌期調整を行うこととする。

なお、制御不能費用について、次に掲げる事情に該当するときは、期中調整を行うこととする。

① 収入上限のうち制御不能費用と、規制期間における制御不能費用の実績の乖離額が、収入上限に百分の五を乗じた額に達する場合

② 固定資産税、雑税、電源開発促進税、事業税、法人税等の税率変更が行われた場合

③ 原子力事業者が申請した賠償負担金、廃炉円滑化負担金が経済産業大臣により承認された場合であつて、一般送配電事業者がこれらの負担金として回収すべき額を経済産業大臣より通知された場合

④ その他、妥当であると認められる場合

iv. 事後検証費用

収入上限のうち事後検証費用と、規制期間における事後検証費用の実績の乖離額のうち、妥当と認められる額について、翌期調整を行うこととする。

v. 事業報酬

収入上限に要する費用と、規制期間における実績費用の乖離によって生じる事業報酬の乖離額のうち、妥当と認められる額について、翌期調整を行うこととする。

vi. 控除収益

収入上限のうち控除収益と、規制期間における控除収益の実績の乖離額について、翌期調整を行うこととする。

vii. その他

エネルギー政策の変更その他のエネルギーをめぐる諸情勢の著しい変化等の外生的要因や、カーボンニュートラルの達成に向けたイノベーションの推進等（他事業者との連携を含む。）に伴い、収入の見通しの算定にあたり予見できない費用の増減が規制期間において生じた場合には、妥当と認めら

れる額について、期中調整又は翌期調整を行うこととする。

(2) 利益（損失）の調整

効率化に向けた一般送配電事業者の取組によって、規制期間中に生じた収入上限と実績費用の乖離額は、その百分の五十を乗じた額について翌期調整を行うこととする。

なお、電事法第二十七条の十二の二の規定による許可を受けた配電事業者の取組により、投資計画において記載した投資量を規制期間における投資量の実績が下回った場合に生じる乖離額のうち、妥当と認められる額を利益とし、その百分の五十を乗じた額について翌期調整を行うこととする。その際、分散グリッド化を推進していく観点や、一般送配電事業者の系統増強回避を通じたコスト効率化を促進する観点から、一般送配電事業者及び配電事業者に対し、インセンティブを設定することが必要であることから、当該利益のうち、翌期調整にかからない残余分については、配電事業者による効率化インセンティブを妨げない範囲で、一般送配電事業者と配電事業者との協議により、両者の間で配分することとする。

(3) 目標の達成に応じた収入上限の引き上げ、引き下げ

本指針に定める次の目標事項については、その目標事項の達成状況の評価を踏まえて、翌期調整を行うこととする。

- ① 安定供給実現に当たったの停電対応
- ② 新規再エネ電源の早期かつ着実な連系
- ③ 需要家の接続対応
- ④ 計量、料金算定、通知の確実な実施
- (4) 実績収入と収入上限の乖離額の調整

収入上限と、規制期間における収入実績の乖離額について、翌期調整を行うこととする。

第六章 託送料金算定の方針について

1 託送料金算定の原則（料金一律の考え方）

レベニューキャップ制度において、一般送配電事業者は、収入上限を超えない範囲で託送料金を算定する。その算定方法については、託送料金の安定性や、送配電設備の経済耐用年数の長さを重視する観点から、規制期間において一律の託送料金を算定することを基本とする。

なお、規制期間における各事業年度の費用の見積り額について合理的な理由があると認められるときは、規制期間における各事業年度で異なる託送料金を算定することを認めることとする。

特に、系統に係る費用の一部を発電者から回収する制度（以下「発電側課金制度」という。）を含めた送配電関連の費用回収のあり方について令和四年中を目途に結論を得るべく、令和六年度を念頭にできる限り早期の制度の実現に向けて、国の審議会において検討を行っていることや、今後広域系統整備計画の策定が見込まれることから、第一規制期間においては、これらの影響を踏まえ、規制期間における各事業年度で異なる託送料金を算定することを認めることとする。

2 託送料金の算定方法

託送料金については、託送供給等約款料金算定規則に基づき算定することとする。

ただし、次に掲げる場合については、収入上限の事後調整の有無に関わらず、規制期間における託送料金の変更を行うこととする。

- ① 収入上限のうち各事業年度の費用の見積り額と、各事業年度の収入実績の累積乖離額が、収入上限に百分の五を乗じた額に達した場合であって、その引き下げが妥当と認められた場合

② 第一規制期間において発電側課金制度が導入された場合

附 則

この告示は、電気事業法施行令及び電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令の一部を改正する政令の施行の日から適用する。